

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-166000-CJ-01)

対象製品 : 塗料及び化学的前処理剤 (中間財)

Product Category Rule for
“Paints and Chemical Surface Treatment”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「塗料及び化学的前処理剤 (中間財)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 12 月 6 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-166000-CJ-01	2023年12月6日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田一丁目14番8号 KANDASQUARE GATE4階

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「塗料及び化学的前処理剤（中間財）」を対象としたエコリーフ/CFP 算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「塗料及び化学的前処理剤（中間財）」を対象とする。
2-2	機能	「塗料及び化学的前処理剤（中間財）」の提供
2-3	算定単位 （機能単位）	塗料及び化学的前処理剤 1 kg あたり
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・ 本体 ・ 容器包装 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される副資材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	・ 現時点（2023 年 9 月）で引用する PCR はない。 ・ 用語の定義においては、JIS K 5500 塗料用語を引用する。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	① 塗料 素地に塗装したとき、保護的、装飾的又は特殊性能をもった膜を形成する液状・ペースト状・又は粉末状の製品（JIS K 5500:2000, 1080 番） ② 化学的前処理剤 塗料の塗装前に表面に施されるすべての化学的方法を「化学的前処理」といい（JIS K 5500:2000, 3010 番）、これに用いられる製品を化学的前処理剤という。 （化学的前処理剤単体で用いられ、最終層として素地に膜を形成する製品の申請を妨げない。）
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・ 製造段階 【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス
5-2	カットオフ基準 およびカットオフ 対象	【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。 ・ 燃料、電力の投入量は再生可能エネルギー、非再生可能エネルギーの総投入量の各 1% まで ・ 原材料は、水および容器包装材を除く総投入質量の 1% まで ただし、2-4 の構成要素に含む水および容器包装材は総投入質量に含むこと 各種法規制で定められた有害性および毒性を有する物質はカットオフしてはならない。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 以下についてはカットオフを行ってもよい。 ・ 製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・ 生産工場などの建設に係る負荷 ・ 投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷

		<ul style="list-style-type: none"> 副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷 						
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。						
6	全段階に共通して適用する算定方法							
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。						
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
6-4	二次データの品質	【時間に関する範囲の基準】 <ul style="list-style-type: none"> 生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。 						
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
6-6	配分	【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
6-7	シナリオ	【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。 【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。						
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
7	製造段階に適用する項目							
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス						
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目について、原則、一次データを収集する。 【A1】 原材料の調達に係るプロセス <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">活動量の項目名</th> <th style="width: 15%;">活動量の区分</th> <th style="width: 25%;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「樹脂」 「溶剤」 「顔料」 「その他の添加剤」等 製品生産サイトへの投入量</td> <td style="text-align: center;">一次</td> <td style="text-align: center;">「各原料」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「樹脂」 「溶剤」 「顔料」 「その他の添加剤」等 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原料」 製造原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						
「樹脂」 「溶剤」 「顔料」 「その他の添加剤」等 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原料」 製造原単位						

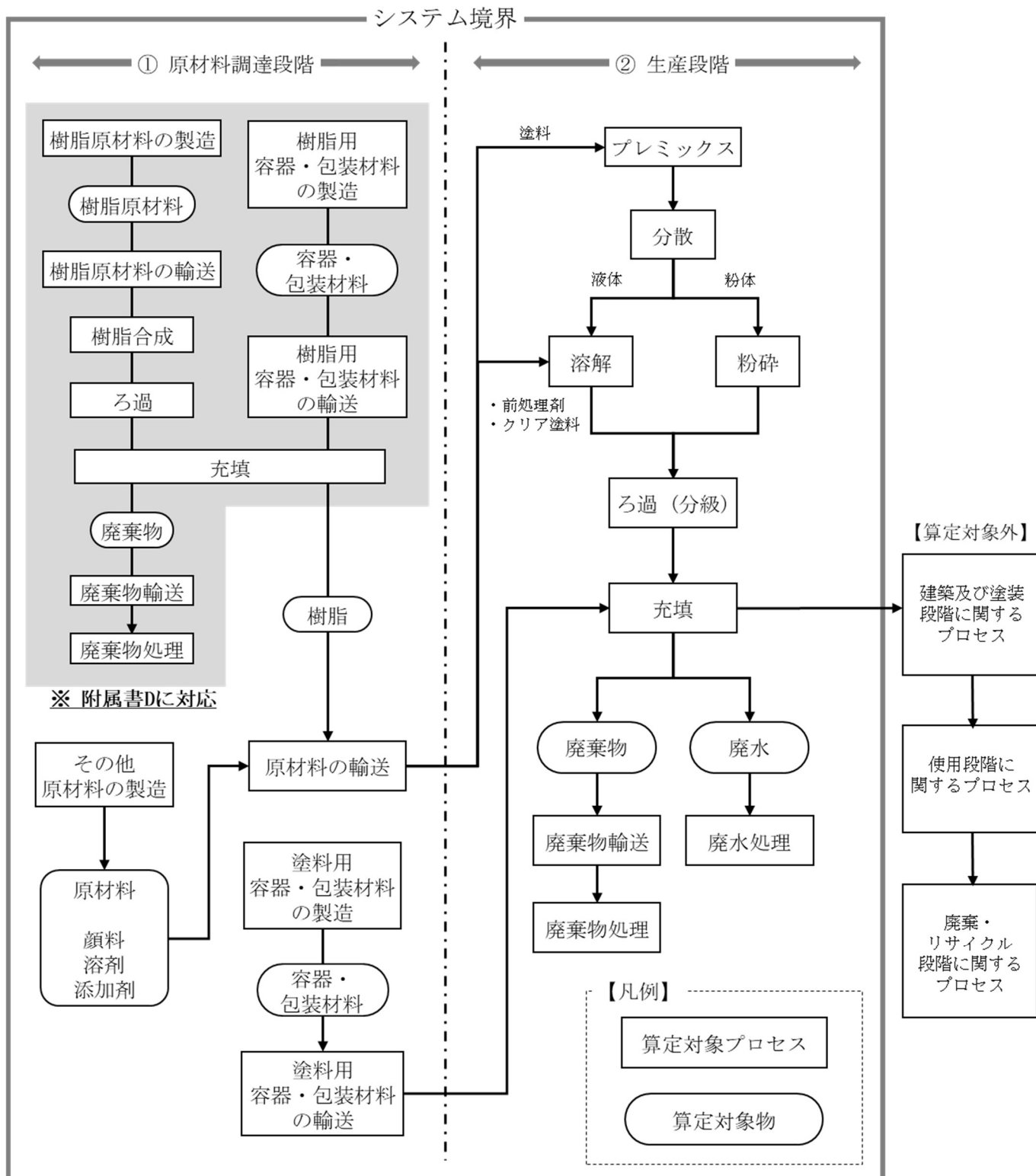
「容器包装」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 製造原単位
【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「原材料」、「容器包装」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
【A3】 製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「副資材（梱包用資材等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（梱包用資材等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送手段ごとの「燃費」 ・ 輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送手段ごとの「輸送重量」 <p>※2 排出物に関するデータ収集項目</p>		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名

		「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		大気・水圏・土壌への排出物の排出量※ 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—
		<p>※化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）に基づいて、環境中へ直接排出している化学物質の種類と量を把握している場合は、それを一次データとして対象製品に配分することで環境影響として算定すること。</p> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本体の中身」の生産量 ・「共製品」の生産量 		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>【調達する原材料の製造の一次データ収集に関する特例】</p> <p>原材料、特に樹脂については塗料中の含有重量が大きいことから、その製造時の活動量の一次データ収集は LCI 分析の精度を大きく向上させる。</p> <p>この際、電力・燃料・廃棄物などの「原材料の製造に係るプロセス」への投入量がサプライヤー等から入手できない場合、附属書 C に規定する内容に従って、「C.1 樹脂製造時の活動量データ」を一次データの推計量として利用してもよい。</p>		
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
8	建設及び塗装段階に適用する項目			
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>対象外</p> <p>【A4】 施工及び塗装現場への輸送に係るプロセス</p> <p>【A5】 施工及び塗装施工に係るプロセス</p>		
8-2	データ収集項目	対象外		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
8-4	シナリオ	対象外		
8-5	その他	対象外		
9	使用段階に適用する項目			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>対象外</p> <p>【B1】 使用に係るプロセス</p> <p>【B2】 メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B3】 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B4】 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B5】 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B6】 製品使用時のエネルギーの使用</p> <p>【B7】 製品使用時の水の使用</p>		
9-2	データ収集項目	対象外		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
9-4	シナリオ	対象外		

9-5	その他	対象外												
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目													
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス												
10-2	データ収集項目	対象外												
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外												
10-4	シナリオ	対象外												
10-5	その他	対象外												
11	LCI計算、ライフサイクル影響評価に関する項目													
11-1	LCI計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
12	宣言方法													
12-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品種別（塗料、化学的前処理剤のいずれに該当するかの明示を行う） ・所要量（各社の配布する製品カタログ等の内容を記載する） [塗料の場合] 対象の塗料を用い、1層を仕上げるために必要な塗料の重量 (kg/m ²) [化学的前処理剤] 対象の化学的前処理剤を用い、目的とする表面処理を達成するために必要な化学的前処理剤の重量 (kg/m ²)												
12-2	エコリーフライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響評価項目について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール【A1】【A2】【A3】を合算表示してもよい。 ・気候変動（特性化係数にはIPCC2013 GWP 100aを用いること） ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント ・資源消費												
12-3	エコリーフライフサイクルインベントリ分析関連情報	【必須記載事項】 以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール【A1】【A2】【A3】は合算表示してもよい。 <table border="1" data-bbox="592 1733 1321 2020"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	再生可能エネルギー	MJ	非再生可能エネルギー	MJ	再生可能資源	kg	非再生可能資源	kg	淡水の消費	m ³
項目名	単位													
再生可能エネルギー	MJ													
非再生可能エネルギー	MJ													
再生可能資源	kg													
非再生可能資源	kg													
淡水の消費	m ³													

12-4	エコリーフ 材料及び物質に 関する構成成分	以下の内容を%で表示する。 <ul style="list-style-type: none"> 水系の場合 樹脂ワニス、または樹脂エマルジョン、顔料、水、溶剤、添加剤など 粉体系の場合 樹脂、顔料、添加剤など 溶剤系の場合 樹脂ワニス、顔料、溶剤、添加剤など 化学的前処理剤の場合 りん酸亜鉛などの無機化合物、添加剤、水など 									
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	以下の情報を記載する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目名</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算 で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除 いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算 で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除 いた重量を記載する。
項目名	単位	備考									
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算 で表示する。									
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除 いた重量を記載する。									
12-6	CFP 算定結果	CFP においては、気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開す る。									
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【その他算定に関する補足情報の記載に関する規定】</p> <p>以下の情報を備考欄に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送シナリオの概要 <p>【推奨表示内容に関する規定】</p> <p>塗装工程において塗膜より発生する揮散物質に関して上記関連法規の対象物資である場合には、 その物質についての情報を記載する。 例：ε-カプロラクタム（CAS.No：105-60-2）、1種-76</p>									
12-8	その他エコデザ イン関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容に関する規定】</p> <p>有害化学物質情報、人間健康、毒性リスクに関する情報を記載しなければならない。 有害物質に関し、下記法規対象物質を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度） 労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則を含む） 毒物及び劇物取締法 <p>【推奨表示内容に関する規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） 									
12-9	その他	<p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間財の場合、製品間比較を行ってはいならない。 									

附属書A：ライフサイクルフロー図（参考）



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：22,000 km

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル 段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達輸送と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
塗装段階	施工現場への 製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル 段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default

附属書 C：調達する樹脂の製造における一次データ収集に関する特例（規定）

- ・ 「樹脂製造」に係るプロセス（附属書 A 参照）において、対象樹脂の組成を活動量一次データとして把握しているが、その他の投入物の情報がサプライヤー等から入手できない場合、「C.1 樹脂製造時の活動量データ」を一次データの推計として利用してもよい。ただし、利用の際はデータ作成元である合成樹脂工業協会にデータ更新の有無を確認し、更新があれば最新データを利用する。
- ・ 利用に当たっては、把握する組成と近い種類の樹脂種を選択し、データを利用する（水系、溶剤系は問わない）。
- ・ 算定対象樹脂の主たる組成（樹脂出荷時の固形分として最大量含まれるもの）が C.1 に記載する樹脂種と明らかに合致しない場合、本附属書を用いて算定してはならない。（例：エポキシ樹脂）
- ・ C.1 に記載する樹脂種の名称だけで判別ができない場合は、「C.2 各樹脂の配合」を参照すること。

C.1 樹脂製造時の活動量データ

種類	入力データ					出力データ				歩留まり (%)
	A 原材料 (kg)	電気 (kWh)	蒸気 (kg)	灯油 (kg)	A重油 (kg)	B 廃プラ (kg)	C 廃油 (kg)	D 縮合水 (kg)	E 製品 (kg)	
アクリル樹脂	1.019	0.233	0.376	0.013	0.001	0.016	0.003	0.000	1.000	98.1%
ウレタン変性アルキド樹脂	1.037	0.349	0.000	0.000	0.109	0.001	0.004	0.032	1.000	96.3%
ポリエステル樹脂	1.080	0.218	0.657	0.000	0.049	0.015	0.015	0.050	1.000	92.0%
メラミン樹脂（イソブチルエーテルタイプ）	1.142	0.108	0.623	0.035	0.006	0.014	0.011	0.117	1.000	85.8%
メラミン樹脂（メチルエーテルタイプ）	1.108	0.276	1.119	0.018	0.000	0.014	0.005	0.089	1.000	89.2%
メラミン樹脂（Nブチルエーテル）	1.120	0.076	0.667	0.000	0.000	0.018	0.000	0.099	1.000	88.3%
ロジンフェノール樹脂	1.167	0.329	0.242	0.019	0.101	0.023	0.044	0.100	1.000	83.3%
大豆変油性アルキド樹脂	1.042	0.178	0.000	0.013	0.054	0.004	0.009	0.029	1.000	95.8%

※出典：合成樹脂工業協会 塗料用合成樹脂技術委員会（2002年）

- ・ 本表は、対象とする樹脂を 1 kg 出力するために要する電力、蒸気、燃料、歩留まり、製造時廃棄物（廃プラ、廃油、縮合水）を示す。
- ・ (B)、(C)、(D) はロス分に相当し、廃棄物である。以下のように物質収支が成立する。

$$\text{原材料 (A)} = \text{廃プラ (B)} + \text{廃油 (C)} + \text{縮合水 (D)} + \text{製品 (E)}$$
 実際の算定を行う場合は、把握する対象樹脂組成に基づき、その投入量の合計を原材料 (A) の量に合わせるよう調整して算定する。
- ・ 入出力データは C.1 の通りに全部を利用し、部分的に利用してはならない。また、製造工程への投入物（副資材など）は、表に記載のもの以外は考慮しない（容器は除く）。
- ・ 樹脂の容器への充填は実情の納品形態に併せて、一斗缶、ドラム缶、紙袋等とする。タンクローリー、1t コンテナ等は資本財とみなし、カットオフしても良い。
- ・ 廃プラ・廃油に当てはめる原単位は、6-7 シナリオ【廃棄物等の取扱い】に記載に基づき、焼却処理として算定する。また、縮合水に当てはめる原単位は「工業排水処理」、もしくはそれに近い原単位を選択し算定する。

C.2 各樹脂の配合

本項で示す配合は、算定対象樹脂と C.1 に表記する樹脂との、主たる組成の類似性確認のために用いるものであって、厳密な適合を求めるものではない。また、本項に表記する配合を算定対象樹脂の組成・配合量に関する一次データの推計として用いることはできない。

単位：kg

アクリル樹脂

スチレン	0.084
ブチルメタクリレート	0.015
メチルメタクリレート	0.347
メチルアクリレート	0.001
触媒	0.004
MEK（メチルエチルケトン）	0.202
トルエン	0.366
合計	1.019

メラミン樹脂(イソブチルエーテルタイプ)

メラミン	0.208
パラホルム（80%）	0.362
キシレン	0.032
イソブタノール	0.540
合計	1.142

ロジンフェノール樹脂

ロジン	0.653
グリセリン	0.056
パラホルム	0.107
ペンタエリスリトール	0.025
パラオクチルフェノール	0.120
ノニルフェノール	0.204
その他	0.002
合計	1.167

ウレタン変性アルキド樹脂

大豆油脂肪酸	0.211
安息香酸	0.024
ペンタエリスリトール	0.125
無水フタル酸	0.126
キシレン	0.497
ブタノール	0.002
IPDI	0.052
合計	1.037

メラミン樹脂(メチルエーテルタイプ)

メラミン	0.280
パラホルム（80%）	0.372
メタノール	0.232
イソブタノール	0.046
キシレン	0.104
n-ブタノール	0.074
合計	1.108

大豆油変性アルキド樹脂

大豆油脂肪酸	0.125
大豆油	0.198
グリセリン	0.006
ペンタエリスリトール	0.115
無水フタル酸	0.159
キシレン	0.266
ミネラルスピリット	0.165
その他	0.008
合計	1.042

ポリエステル樹脂

ネオペンチルグリコール	0.080
エチレングリコール	0.078
無水フタル酸	0.184
アジピン酸	0.116
グリセリン	0.057
キシレン	0.187
シクロヘキサノン	0.143
ソルベッソ	0.214
ブチルセロソルブ	0.021
合計	1.080

メラミン樹脂（Nブチルエーテルタイプ）

メラミン	0.187
パラホルム（80%）	0.274
n-ブタノール	0.587
キシレン	0.046
イソブタノール	0.026
合計	1.120

※出典：合成樹脂工業協会 塗料用合成樹脂技術委員会（2002年）